

## 自転車用ヘルメット購入費を一部助成します【1個2,000円まで】

ページ番号1018698

更新日 令和5年8月7日

道路交通法の改正により、**令和5年4月1日から自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化**されました。

武蔵村山市では、市民のヘルメット着用を促進し、交通事故被害を軽減するため、自転車用ヘルメットの購入金額に対し、**1個当たり2,000円を上限**に補助金を交付します。

自転車に乗るときは、事故や転倒から頭を守るためにヘルメットを被りましょう。

### 自転車ヘルメット着用推進補助金の詳細

#### 申請期間

令和5年8月1日（火曜日）から令和6年3月31日（日曜日）まで

（注）窓口で申請する場合は3月29日（金曜日）まで。郵送の場合も3月29日（金曜日）必着です。

（注）期間内であっても、予算上限に達したら受付終了となります。

#### 補助の対象となるかた

- ・申請時に武蔵村山市に在住しているかた（個人のみ）
- ・市税等を滞納していないかた

#### 補助の対象となるヘルメット

- ・新品のもの
- ・SG、JCF、CE、GS、CPSC等の認証を受けたマークがついているもの
- ・令和4年12月23日から令和6年3月31日までに購入したもの

#### 安全認証マークの見本（例）

| SGマーク                                                                               | JCFマーク                                                                              | CEマーク                                                                               | GSマーク                                                                                | CPSCマーク                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般財団法人製品安全協会の安全認証                                                                   | 公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証                                                                | 欧州連合の欧州委員会の安全認証                                                                     | ドイツ製品安全法の安全認証                                                                        | 米国消費者製品安全委員会の安全認証                                                                     |
|  |  |  |  |  |

## 助成額

1個当たり2,000円（購入金額が税込み2,000円未満の場合は購入金額、全額助成）

（注）1人1個（1回）まで。

（注）ポイントを利用した分は購入金額から除きます。

## 必要書類等（窓口または郵送で申請する場合）

1. 申請書兼請求書【押印が必要です。】（注1）
2. 領収書またはレシート（購入日、購入店名、メーカー、品番（商品名）、購入金額の記載があるもの）  
（注2）（注3）
3. 振込先の口座情報のコピー（通帳の1ページ目またはキャッシュカードのコピー）
4. 【窓口で申請書を記入する場合】印鑑（シャチハタ印、ゴム印不可）

（注1）申請書兼請求書は、7/31日頃から防災安全課窓口、緑が丘出張所等で配布する予定です。  
このページからダウンロードすることもできます。

（注2）領収書またはレシートにメーカーや品番（商品名）の記載がない場合は、保証書または取扱説明書のコピー、ヘルメットに当該情報が記載されている部分の写真など、不足している情報がわかるものを添付してください。

（注3）**領収書またはレシートが紛失等により添付できない場合は、申出書に記入し、以下のものを合わせて提出**してください。

1. ヘルメット全体の写真
2. 品番（商品名）、安全基準認証マークがわかる写真（ヘルメットの裏側や商品の箱の写真、保証書または取扱説明書のコピーなど。）

## 様式

[申請書兼請求書（第1号様式）](#)（Word 81.5KB） 

[【記入例】申請書兼請求書（第1号様式）](#)（PDF 260.8KB） 

[申出書（第2号様式）](#)（Word 14.7KB） 

## チラシ

[チラシ（自転車ヘルメット着用推進補助金）](#)（PDF 382.0KB） 

## 申請方法・申請期限

・ **窓口【令和6年3月29日（金曜日）まで】**

必要書類を準備して、「市役所3階 防災安全課窓口」で申請。

・郵送【令和6年3月29日（金曜日）必着】

必要書類を準備して、【〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1 武蔵村山市 防災安全課 交通防犯係 宛】に郵送

・電子申請【令和6年3月31日（日曜日）まで】

下記リンクまたはQRコードから申請できます。

## 電子申請

下記リンクまたはQRコードから申請できます。

申請にあたり画像添付が必要になりますので、写真撮影しながら入力する場合は、スマートフォンのご利用を推奨します。

[ヘルメット着用推進補助金申請・請求フォーム（外部リンク）](#) 



## よくある質問

[よくある質問（PDF 231.9KB）](#) 

### このページに関するお問い合わせ

総務部防災安全課交通防犯係

電話番号：042-565-1111（内線番号：332）

ファクス番号：042-563-0793

Eメールでのお問い合わせはこちらの専用フォームをご利用ください。